**平成２９年（フ）第２４３号**
福井県鯖江市小泉町第22号74番地
債務者　木下スサ子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１８５７号**
名古屋市天白区植田山２丁目101番地（名古屋市植田寮）
債務者　髙橋　　央
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第２２８号**
三重県津市末広町24番22号
債務者　小林　笙子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
津地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第２３５号**
三重県津市一身田大古曽670番地２　三重県身体障害者総合福祉センター、住民票上の住所三重県熊野市木本町824番地　三重県職員公舎木本２号館　207号
債務者　矢田　徳生
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
津地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第５９９号**
兵庫県西宮市久保町12番11―105号
債務者　野島　哲彦
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第６２９号**
兵庫県尼崎市常松２丁目13番８―201号、前住所兵庫県尼崎市立花町２丁目３番10号
債務者　居酒屋雅こと白川雅子こと　白　　草姫
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第２４４号**
神戸市西区美賀多台１丁目９番地の１　1603号
債務者　野村久美子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２９年（フ）第２５７号**
兵庫県明石市大久保町大久保町586番地の１
債務者　堀田　圭二
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２９年（フ）第１０８号**
鳥取県八頭郡八頭町船岡850番地２、旧住所鳥取県八頭郡八頭町見槻中187番地１
債務者　中根千恵美
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２９号**
島根県益田市久城町1147番地３（101）、前住所島根県益田市水分町12番53号
債務者　大賀　眞弓
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
松江地方裁判所益田支部

**平成２９年（フ）第２２０号**
徳島県徳島市入田町大久240番地の13
債務者　小林　文惠
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２２８号**
徳島県徳島市出来島本町２丁目27番地の１　シティーコート出来島501号
債務者　井上すみ子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１３６号**
愛媛県新居浜市垣生４丁目８番17号、前住所愛媛県新居浜市垣生４丁目８番16号
債務者　岡田あずさ
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２９年（フ）第６６号**
福岡県宮若市金丸546番地
債務者　工藤　厚好
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２９年（フ）第９４号**
佐賀県唐津市竹木場4941番地31
債務者　美間坂正彦
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２９年（フ）第３３１号**
大分市大字横尾3633番地の３（グローリー二目川101）
債務者　小野　好美
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第３３３号**
大分市勢家町１丁目４番31号（ヴィラ春日302）
債務者　足立　綾子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係